

令和5年12月市議会定例会提出議案

八 尾 市

議案第63号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第9号

損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和5年11月7日専決

八尾市長 山本 桂 右

記

1 和解の相手方

2 和解の要旨

- (1) 本市は、本件事故に係る人身損害賠償として、相手方に対し、金1,890,002円の支払義務のあることを認め、既払いの金837,215円を除き、金1,052,787円を支払う。
- (2) 本市は、本件事故に係る物的損害賠償として、本市の賠償額金149,150円と相手方の賠償額金5,940円を相殺し、本市が相手方に対し、金143,210円を支払う。
- (3) 今後本件事故に関しては、双方共裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

3 事故の概要

令和4年10月20日午前8時50分頃、八尾市曙町一丁目1番地の1先路上において、本市環境事業課職員が塵芥車を運転中、右折しようとしたところ、対向車線を走行してきた相手方運転の原動機付自転車と接触し、相手方が転倒し左肘及び左膝打撲並びに歯牙破折等の負傷をするとともに、双方車両に損害が生じたものである。

議案第64号

八尾市事務分掌条例の一部改正の件

八尾市事務分掌条例（昭和35年八尾市条例第198号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

行政課題に柔軟かつ適切に対応するための体制整備を図るにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市事務分掌条例の一部を改正する条例

八尾市事務分掌条例（昭和35年八尾市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第1条いじめから子どもを守る課の項を削り、同条子ども若者部の項に次の1号を加える。

(4) いじめへの対応及び防止に関すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第65号

八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正の件

八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

外国語指導助手の報酬等の支給について規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項、第3条、第4条及び第10条中「別表」を「別表第1」に改める。

第14条の次に次の見出し及び4条を加える。

（短時間勤務会計年度任用職員の報酬等の特例）

第14条の2 任用の事情等を考慮して特に必要があると認められる短時間勤務会計年度任用職員の報酬（第9条第3項に規定する報酬を除く。）は、全時間勤務会計年度任用職員の例により、別に定めるところにより、月額で支給することができる。

第14条の3 外国語指導助手である短時間勤務会計年度任用職員（以下単に「外国語指導助手」という。）には、第9条第2項の規定にかかわらず、別表第2の在職期間の欄に掲げるその者の在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の外国語指導助手の報酬額の欄に定める額を報酬として支給する。

2 外国語指導助手には、第9条第4項の規定は、適用しない。

第14条の4 外国語指導助手が新たに採用される時及びその任期の満了に伴い帰国するとき（規則で定める場合に限る。）は、入国又は帰国のための旅行に係る費用を支給することができる。

2 外国語指導助手が本人の責によらない理由により任期の満了前に帰国する場合で、特に任命権者がやむを得ないと認めたときは、帰国のための旅行に係る費用を支給することができる。

第14条の5 第14条の2又は第14条の3の規定の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員に対する第11条及び第12条の規定の適用については、第11条中「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の3第1項の規定による報酬の月額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務

時間を控除したもので除した額」と、「第11条の規定により読み替えられた」とあるのは「第14条の5の規定により読み替えて適用する同条例第11条の規定により読み替えられた」と、第12条第2項中「第7条第2項」とあるのは「第7条、第8条第1項及び第3項」と、「第45条の2」とあるのは「第46条」と、「及び第50条」とあるのは「並びに第50条」と、「第43条中」とあるのは「第8条第3項中「勤務時間条例第3条から第5条までに規定する週休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日」と、給与条例第43条中」と、「第49条第1項中」とあるのは「第46条第1項中「第26条第3項に規定する」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の5の規定により読み替えて適用する同条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する」と、給与条例第46条第2項中「勤務時間条例第3条から第5条までに規定する週休日、勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間として指定された時間及び勤務時間条例第9条に規定する休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日、時間外勤務代休時間として指定された時間及び休日」と、給与条例第49条第1項中」とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第14条の3関係）

在職期間	外国語指導助手の報酬額
1年未満	月額280,000円
1年以上2年未満	月額300,000円
2年以上3年未満	月額325,000円
3年以上	月額330,000円

備考 表中の在職期間は、その者の外国語指導助手としての引き続いた在職期間による。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第14条の次に見出し及び4条を加える改正規定（第14条の4に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条の3及び第14条の5の規定は、この条例の施行の日以後に外国語指導助手として採用された者及び同日前に外国語指導助手として採用された者のうち引き続き1年を超えて外国語指導助手として任用されている者の報酬等について適用し、その他の者の報酬等については、なお従前の例による。

(委任)

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第66号

八尾市職員旅費条例の一部改正の件

八尾市職員旅費条例（昭和27年八尾市条例第127号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

本市の要請に基づいて国家公務員又は他の地方公共団体の職員である者から引き続いて本市の職員となった者に対して赴任に係る旅費を支給すること等について規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市職員旅費条例の一部を改正する条例

八尾市職員旅費条例（昭和27年八尾市条例第127号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条－第6条の2）

第2章 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（第7条－第11条）

第3章 日当、宿泊料及び食卓料（第12条－第14条）

第3章の2 移転料及び扶養親族移転料（第15条・第15条の2）

第4章 雑則（第16条－第24条）

附則

第2条中「旅費」を「旅費の種類」に、「とし、その」を「、食卓料、移転料及び扶養親族移転料とし、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の」に、「別表で」を「別表第1で」に改め、同条ただし書中「別表の」を「同表の」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員が出張（公務のため一時その勤務場所を離れて旅行することをいう。以下同じ。）又は赴任（本市の要請に基づいて国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて本市の職員となつた者が採用に伴う移転のため住所又は居所から勤務地に旅行すること（市長が特に必要と認める旅行に限る。）をいう。以下同じ。）をした場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

第3条ただし書中「公務の都合」を「公務上の必要」に改める。

第3章の章名中「及び宿泊料」を「、宿泊料及び食卓料」に改める。

第12条第2項中「上陸」を「上陸し、」に改め、同項ただし書中「ただし、船賃、航空賃のほか」を「この場合において、」に、「ときにおいては」を「ときは、」に改め、「その実費を」を削る。

第14条の次に次の章名を付する。

第3章の2 移転料及び扶養親族移転料

第15条を次のように改める。

(移転料)

第15条 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、次の各号に規定する額により支給する。

(1) 赴任の際扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。以下同じ。）を移転する場合には、旧勤務地（新たに採用された職員にあつては、住所又は居所。以下同じ。）から新勤務地までの路程に応じた別表第2に定める額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

第3章の2中第15条の次に次の1条を加える。

(扶養親族移転料)

第15条の2 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、次の各号に規定する額により支給する。

(1) 赴任の際扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における次のアからウまでに掲げる年齢の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額の合計額

ア 12歳以上の者 その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び食卓料の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者 アに規定する額の2分の1に相当する額
 ウ 6歳未満の者 その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び食卓料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者1人ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合には、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

3 第1項第1号アからウまでの規定により扶養親族移転料の額を計算する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表中「職員の旅費額」を削り、

宿泊料 (1夜につき)	を	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	に改め、同表
15,000円		15,000円	3,000円	
14,000円		14,000円	2,500円 2,000円	

を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第15条関係)

鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつ

て鉄道1キロメートルとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(委任)

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(八尾市職員給与条例の一部改正)

- 4 八尾市職員給与条例（昭和23年八尾市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第32条中「出張中」を「旅行中」に改め、同条ただし書中「出張」を「旅行」に改める。

(八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 5 八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項を次のように改める。

- 2 短時間勤務会計年度任用職員には、八尾市職員旅費条例（昭和27年八尾市条例第127号）の規定に準じて、費用弁償として公務のための旅行に係る費用を支給する。

議案第67号

八尾市手数料条例の一部改正の件

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正を踏まえ不動産の譲渡所得の控除に必要な確認書の交付事務に係る手数料の規定を整備するとともに、マンションの管理計画の認定等に係る手数料の規定を整備するほか、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市手数料条例の一部を改正する条例

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号の次に次の4号を加える。

(17)の2 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第35条第3項第1号イ並びに同条第5項各号列記以外の部分及び同項第3号に該当する被相続人居住用家屋であることの確認書の交付 1件につき1,300円

(17)の3 租税特別措置法第35条第3項第2号イ、ロ及びハ並びに同条第5項各号列記以外の部分及び同項第3号に該当する被相続人居住用家屋の敷地等であることの確認書の交付 1件につき1,300円

(17)の4 租税特別措置法第35条第3項各号列記以外の部分及び同項第3号並びに同条第5項各号列記以外の部分及び同項第3号に該当する被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等であることの確認書の交付 1件につき1,300円

(17)の5 租税特別措置法第35条の3第1項に該当する低未利用土地等であることの確認書の交付 1件につき600円

第6条第1項中「昭和32年法律第26号。」を削る。

第6条の6の次に次の1条を加える。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料）

第6条の7 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この条において「法」という。）第5条の3第1項の規定による認定の申請、第5条の6第1項の規定による認定の更新の申請又は法第5条の7第1項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、次の表に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	区分		金額	
(1)	法第5条の3第1項の認定	センターが法第3条第2項第3号のマン	6,000円	2以上の長期修繕計画を有する

	又は第5条の6第1項の更新を申請しようとする者	ション管理適正化指針に照らして適切なものであり、かつ、法第5条の4第1号から第3号までに掲げる基準に適合すると認めた管理計画に係るもの		管理計画の場合 6,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額
		その他の管理計画に係るもの	29,600円	2以上の長期修繕計画を有する管理計画の場合 29,600円に1を超える長期修繕計画の数に16,900円を乗じて得た額を加算した額
(2)	法第5条の7第1項の変更の認定を申請しようとする者	規約の変更に係るもの	4,300円	変更する規約の数が2以上の場合 4,300円に1を超える規約の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額
		長期修繕計画の変更に係るもの	10,000円	変更する長期修繕計画の数が2以上の場合 10,000円に1を超える長期修繕

				計画の数に5,200円を乗じて得た額を加算した額
--	--	--	--	--------------------------

備考

- 1 「センター」とは、法第91条第1項のマンション管理適正化推進センターをいう。
- 2 「管理計画」とは、法第5条の3第1項に規定する管理計画をいう。
- 3 「長期修繕計画」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下この条において「規則」という。）第1条の2第1項第2号の長期修繕計画をいう。
- 4 「規約」とは、規則第1条の2第1項第1号の規約をいう。

2 法第5条の3第1項の認定、第5条の6第1項の更新又は法第5条の7第1項の変更の認定を受けた者で、当該認定又は更新を受けている者であることの証明を受けようとする者は、一通につき、980円の手数料を納めなければならない。

第8条の4第10号中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第17号の次に4号を加える改正規定及び次項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第17号の2から第17号の5までの規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。
- 3 改正後の第6条の7の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。
- 4 改正後の第8条の4第10号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第68号

八尾市立児童発達支援センター条例の一部改正の件

八尾市立児童発達支援センター条例（平成24年八尾市条例第16号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本 桂 右

理 由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正により、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターの施設類型が一元化されたことに伴い、施設の名称を改める等につき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

八尾市立児童発達支援センター条例（平成24年八尾市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「八尾市立福祉型児童発達支援センター（第3条―第13条）」を「八尾市立児童発達支援第1センター（第3条―第10条）」に、「八尾市立医療型児童発達支援センター（第14条―第21条）」を「八尾市立児童発達支援第2センター（第11条―第21条）」に改める。

第1条の見出しを「（設置等）」に改め、同条中「八尾市立福祉型児童発達支援センター（以下「福祉型センター）」を「八尾市立児童発達支援第1センター（以下「第1センター）」に、「八尾市立医療型児童発達支援センター（以下「医療型センター）」を「八尾市立児童発達支援第2センター（以下「第2センター）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第1センター及び第2センターは、連携して法第43条に規定する支援を提供する。

第2条中「福祉型センター」を「第1センター」に、「医療型センター」を「第2センター」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置
八尾市立児童発達支援第1センター	八尾市八尾木二丁目90番地
八尾市立児童発達支援第2センター	八尾市西高安町三丁目11番地

「第2章 八尾市立福祉型児童発達支援センター」を「第2章 八尾市立児童発達支援第1センター」に改める。

第3条第1項中「福祉型センター」を「第1センター」に改め、同項第1号中「支援」の次に「（以下「児童発達支援」という。）」を加え、同項第4号中「前3号」を「前各号」に、「第1条」を「第1条第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関する事

業

第4条第1項中「福祉型センター」を「第1センター」に、「午前9時から午後5時」を「午前8時45分から午後5時15分」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「福祉型センター」を「第1センター」に、「前3項」を「前2項」に、「指定管理者が市長の承認を得て」を「市長が」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条第1項中「福祉型センター」を「第1センター」に改め、同項第1号中「第2」を削り、同条第3項を削る。

第6条中「福祉型センター」を「第1センター」に改め、同条第1号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第2号中「第3条第1項第3号」を「第3条第1項第4号」に改め、同条第3号中「第3条第1項第4号」を「第3条第1項第5号」に改める。

第7条中「福祉型センター」を「第1センター」に、「指定管理者」を「市」に改め、同条ただし書中「第3条第1項第4号」を「第3条第1項第5号」に改め、「事業」の次に「（市長が定めるものを除く。）」を加える。

第8条の見出しを「（費用）」に改め、同条第1項中「料金（以下「利用料金）」を「費用（以下「費用）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 診療に関する料金については、法令に別段の定めがあるもののほか、八尾市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年八尾市条例第31号）で定める料金に関する規定の例による。

第9条の見出し中「利用料金」を「費用」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「費用」に改める。

第10条の見出し中「利用料金」を「費用」に改め、同条中「利用料金」を「費用」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

第11条から第13条までを削る。

「第3章 八尾市立医療型児童発達支援センター」を「第3章 八尾市立児童発達支援第2センター」に改める。

第14条第1項中「医療型センター」を「第2センター」に改め、同項第1号中「法第6条の2の2第3項に規定する医療型」を削り、「支援」の次に「（法第6条の2の2第2項に規定する治療に係るものを除く。）」を加え、

同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に、「第1条」を「第1条第1項」に改め、同号を同項第4号とし、第3章中同条を第11条とする。

第15条第1項中「医療型センター」を「第2センター」に改め、同条第3項中「医療型センター」を「第2センター」に、「前2項」を「前3項」に、「市長が」を「指定管理者が市長の承認を得て」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第12条とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第19条に規定する指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、市長の承認を得て、同項の開館時間を変更することができる。

第16条第1項中「医療型センター」を「第2センター」に改め、同項第1号中「及び」の次に「第2」を加え、同条に次の1項を加え、同条を第13条とする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、同項の休日を変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

第17条中「医療型センター」を「第2センター」に改め、同条第1号中「第14条第1項第1号から第3号まで」を「第11条第1項第1号及び第2号」に改め、同条第2号中「第14条第1項第4号」を「第11条第1項第3号」に改め、同条第3号中「第14条第1項第5号」を「第11条第1項第4号」に改め、同条を第14条とする。

第18条中「医療型センター」を「第2センター」に、「市」を「指定管理者」に改め、同条ただし書中「第14条第1項第5号」を「第11条第1項第4号」に改め、同条を第15条とする。

第19条の見出し中「費用」を「利用料金」に改め、同条第1項中「費用（以下「費用」を「料金（以下「利用料金」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第16条とする。

2 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

第20条の見出し中「費用」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「費用」を「利用料金」に改め、同条を第17条とする。

第21条の見出し中「費用」を「利用料金」に改め、同条中「費用」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第19条 第2センターの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、第2センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第11条第1項各号に掲げる第2センターの事業に関すること。
- (2) その他第2センターの管理運営に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の八尾市立児童発達支援センター条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定により八尾市立福祉型児童発達支援センターの利用に関する契約を締結している者は、この条例の相当規定により八尾市立児童発達支援第2センターの利用に関する契約を締結する者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第18条の規定により八尾市立医療型児童発達支援センターの利用に関する契約を締結している者は、この条例の相当規定により八尾市立児童発達支援第1センターの利用に関する契約を締結する者とみなす。

議案第69号

八尾市国民健康保険条例の一部改正の件

八尾市国民健康保険条例（昭和40年八尾市条例第8号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険料の減額措置を講ずる等につき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八尾市国民健康保険条例（昭和40年八尾市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の3中「及び第16条の3」を「、第16条の3及び第16条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第10条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第11条の5の2中「及び第16条の3」を「、第16条の3及び第16条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第11条の6中「第16条第4項において準用する同条第1項」を「第16条及び第16条の4」に改め、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第14条第1項中「）となつた場合」を「）となり、若しくは特例対象被保険者等でなくなつた場合」に改め、「又は特例対象被保険者等となつた場合」を削り、「又は第11条の7の額又は第16条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「若しくは第11条の7の額又は第16条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第11条若しくは第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「となつた日」を「となり、若しくは特

例対象被保険者等でなくなつた日」に改め、同条第2項中「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第16条の3第1項に定める第11条若しくは第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号に定める額、第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第16条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第16条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第16条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に規定する額を超える場合には、その額）とする（第5項に規定する場合を除く。）。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第26条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第11条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるの

は「額」と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の5の10」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の5の5」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の10」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の9」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に規定する額を超える場合には、その額）とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第11条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるの

は「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の5の10」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の5の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の10」と、第6項中「第11条」とあるのは「第11条の9」と読み替えるものとする。

第24条中「及び第16条の3」を「、第16条の3及び第16条の4」に改める。

第26条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第26条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に

掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第16条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月までの期間に係るもの及び令和4年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第70号

八尾市道路占用料条例等の一部改正の件

八尾市道路占用料条例（昭和28年八尾市条例第137号）等の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

国における道路占用料の改定及び社会情勢等を鑑み、市道等における占用料の見直しを行うにつき、関係条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(八尾市道路占用料条例の一部改正)

第1条 八尾市道路占用料条例(昭和28年八尾市条例第137号)の一部を次のように改正する。

別表占用料(円)の欄中「3,900」を「4,200」に、「4,000」を「4,300」に、「1,800」を「2,000」に、「770」を「830」に、「2,200」を「2,500」に、「3,200」を「3,400」に、「1,700」を「1,800」に、「220」を「250」

に、「23」を「25」に、 を に、「1,400」を

「1,500」に、「4,500」を「4,900」に、「1,900」を「2,100」に、

を に、「140」を「150」に、「210」を「220」に、「270」

を「300」に、「410」を「440」に、「530」を「590」に、「950」を「1,100」

に、「2,700」を「3,000」に、「4,100」を「4,300」に、 を

に、「820」を「860」に、「8,200」を「8,600」に、「3,600」

を「3,900」に改める。

(八尾市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 八尾市法定外公共物管理条例(平成16年八尾市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表占用料(円)の欄中「3,900」を「4,200」に、「4,000」を「4,300」に、「1,800」を「2,000」に、「770」を「830」に、「2,200」を「2,500」に、「3,200」を「3,400」に、「1,700」を「1,800」に、「220」を「250」

に、「23」を「25」に、 を に、「1,400」を

「1,500」に、「4,500」を「4,900」に、「1,900」を「2,100」に、
「95」を「110」に、「140」を「150」に、「210」を「220」に、「270」
を「300」に、「410」を「440」に、「530」を「590」に、「950」を「1,100」
に、「2,700」を「3,000」に、「4,100」を「4,300」に、「82」を
「86」に、「820」を「860」に、「8,200」を「8,600」に、「3,600」
を「3,900」に改める。

(八尾市準用河川の占用料の徴収等に関する条例の一部改正)

第3条 八尾市準用河川の占用料の徴収等に関する条例(平成12年八尾市条例
第16号)の一部を次のように改正する。

別表占用料(円)の欄中「3,900」を「4,200」に、「4,000」を「4,300」
に、「1,800」を「2,000」に、「770」を「830」に、「2,200」を「2,500」
に、「3,200」を「3,400」に、「1,700」を「1,800」に、「220」を「250」
に、「23」を「25」に、「14」を「15」に、「1,400」を

「1,500」に、「4,500」を「4,900」に、「1,900」を「2,100」に、
「95」を「110」に、「140」を「150」に、「210」を「220」に、「270」
を「300」に、「410」を「440」に、「530」を「590」に、「950」を「1,100」
に、「2,700」を「3,000」に、「4,100」を「4,300」に、「82」を
「86」に、「820」を「860」に、「8,200」を「8,600」に、「3,600」
を「3,900」に改める。

第4条 八尾市都市公園条例（昭和43年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3第2項の表の占用料（円）の欄中「3,900」を「4,200」に、「4,000」を「4,300」に、「1,800」を「2,000」に、「770」を「830」に、「2,200」を「2,500」に、「3,200」を「3,400」に、「1,700」を「1,800」に、「220」を「250」に、「23」を「25」に、「

14

」を「

15

」に、「1,400」を「1,500」に、「4,500」を「4,900」に、「95」を「110」に、「140」を「150」に、「210」を「220」に、「270」を「300」に、「410」を「440」に、「530」を「590」に、「950」を「1,100」に、「2,700」を「3,000」に、「1,900」を「2,100」に、「3,600」を「3,900」に、「820」を「860」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の八尾市道路占用料条例別表の規定、第2条の規定による改正後の八尾市法定外公共物管理条例別表の規定、第3条の規定による改正後の八尾市準用河川の占用料の徴収等に関する条例別表の規定及び第4条の規定による改正後の八尾市都市公園条例別表第3第2項の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第71号

八尾市空家等の適正管理に関する条例の一部改正の件

八尾市空家等の適正管理に関する条例（平成25年八尾市条例第25号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の一部改正により、条例において引用する同法の条項に移動が生じたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

八尾市空家等の適正管理に関する条例（平成25年八尾市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第14条第1項中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第16条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第72号

令和5年度八尾市一般会計第7号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市一般会計第7号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

議案第73号

令和5年度八尾市国民健康保険事業特別会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市国民健康保険事業特別会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

議案第74号

令和5年度八尾市介護保険事業特別会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市介護保険事業特別会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第75号

令和5年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計第1号補正予算の
件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

議案第76号

八尾市立養護老人ホーム及び八尾市在宅福祉サービスネットワークセンターの指定管理者指定の期間変更の件

平成30年12月20日議決に係る八尾市立養護老人ホーム及び八尾市在宅福祉サービスネットワークセンターの指定管理者の指定の期間を次のように変更するについて、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

記

1 管理を行わせる施設

名 称	位 置
八尾市立養護老人ホーム	八尾市青山町四丁目4番18号
八尾市在宅福祉サービスネットワークセンター	八尾市青山町四丁目4番18号

2 指定管理者

八尾市南本町三丁目4番5号

社会福祉法人八尾隣保館

理事長 荒井 恵一

- 3 指定の期間
- | | |
|-----|------------------------|
| 変更前 | 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで |
| 変更後 | 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで |

議案第77号

八尾市立社会福社会館の指定管理者指定の件

八尾市立社会福社会館の指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本 桂 右

記

1 管理を行わせる施設

名称 八尾市立社会福社会館

位置 八尾市本町二丁目4番10号

2 指定管理者

八尾市本町二丁目4番10号

社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

会長 角田 禮子

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第78号

八尾市立福祉型児童発達支援センター（八尾市立児童発達支援第2センター）の指定管理者指定の件

八尾市立福祉型児童発達支援センター（八尾市立児童発達支援第2センター）の指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

記

1 管理を行わせる施設

名称 八尾市立福祉型児童発達支援センター（八尾市立児童発達支援第2センター）

位置 八尾市西高安町三丁目11番地

2 指定管理者

枚方市香里ヶ丘四丁目17番地1

社会福祉法人聖徳園

理事長 三上 美知恵

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第79号

八尾市立障害者総合福祉センター及び八尾市立デイサービスセンターの指定管理者指定の件

八尾市立障害者総合福祉センター及び八尾市立デイサービスセンターの指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

記

1 管理を行わせる施設

名 称	位 置
八尾市立障害者総合福祉センター	八尾市南本町八丁目4番5号
八尾市立デイサービスセンター	八尾市南本町八丁目4番5号

2 指定管理者

八尾市老原四丁目93番地の1メロディーハウス103号

社会福祉法人虹のかけはし

理事長 辻田 純三

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第80号

八尾市立桂老人福祉センターの指定管理者指定の件

八尾市立桂老人福祉センターの指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本 桂 右

記

1 管理を行わせる施設

名称 八尾市立桂老人福祉センター

位置 八尾市桂町三丁目11番地

2 指定管理者

八尾市高砂町一丁目75番地の18

社会福祉法人八尾すずらん福祉会

理事長 吉田 隼人

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第81号

八尾市立安中老人福祉センターの指定管理者指定の件

八尾市立安中老人福祉センターの指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

記

1 管理を行わせる施設

名称 八尾市立安中老人福祉センター

位置 八尾市安中町八丁目15番12号

2 指定管理者

八尾市高砂町一丁目75番地の18

社会福祉法人八尾すずらん福祉会

理事長 吉田 隼人

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第82号

八尾市立共同浴場錦温泉の指定管理者指定の件

八尾市立共同浴場錦温泉の指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

記

1 管理を行わせる施設

名称 八尾市立共同浴場錦温泉

位置 八尾市幸町三丁目45番地

2 指定管理者

八尾市南本町七丁目6番23号

特定非営利活動法人就労・生活・まちづくり支援機構

代表理事 土田 紀康

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第83号

近鉄山本駅東自転車駐車場及びJ R久宝寺駅南自転車駐車場の指定管理者指定の件

近鉄山本駅東自転車駐車場及びJ R久宝寺駅南自転車駐車場の指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本 桂 右

記

1 管理を行わせる施設

名 称	位 置
近鉄山本駅東自転車駐車場	八尾市東山本町一丁目97、98番地
J R久宝寺駅南自転車駐車場	八尾市龍華町二丁目1番35号

2 指定管理者

大阪府中央区難波二丁目2番3号

ミディ総合管理株式会社

代表取締役社長 石原 浩一郎

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第84号

志紀駅前自転車駐車場の指定管理者指定の件

志紀駅前自転車駐車場の指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

記

1 管理を行わせる施設

名称 志紀駅前自転車駐車場

位置 八尾市天王寺屋七丁目32番地

2 指定管理者

八尾市本町一丁目4番1号谷村ビル5階501号

八尾シティネット株式会社

代表取締役 山口 孝満

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第85号

八尾市立大畑山青少年野外活動センターの指定管理者指定の件

八尾市立大畑山青少年野外活動センターの指定管理者を指定するについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議
会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

記

1 管理を行わせる施設

名称 八尾市立大畑山青少年野外活動センター

位置 八尾市恩智中町四丁目55番地

2 指定管理者

大阪市北区大淀南一丁目9番16号山彦ビル7階702号室

特定非営利活動法人ナック

理事長 松林 寛

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第86号

八尾市立総合体育館等の指定管理者指定の件

八尾市立総合体育館、八尾市立山本球場、八尾市立曙町市民運動広場、八尾市立福万寺町市民運動広場、八尾市立新家町市民運動広場、八尾市立小阪合テニス場、八尾市立志紀テニス場、八尾市立青少年運動広場、八尾市立南木の本防災体育館及び八尾市立南木の本防災公園の指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

記

1 管理を行わせる施設

名 称	位 置
八尾市立総合体育館	八尾市青山町三丁目5番24号
八尾市立山本球場	八尾市山本町南七丁目9番11号
八尾市立曙町市民運動広場	八尾市曙町二丁目11番地の4
八尾市立福万寺町市民運動広場	八尾市福万寺町北四丁目及び五丁目地内（大阪府恩智川治水緑地内）
八尾市立新家町市民運動広場	八尾市新家町五丁目地内
八尾市立小阪合テニス場	八尾市南小阪合町一丁目2番7号
八尾市立志紀テニス場	八尾市志紀町西一丁目3番地
八尾市立青少年運動広場	八尾市安中町九丁目1番地の5
八尾市立南木の本防災体育館	八尾市南木の本三丁目1番地の9
八尾市立南木の本防災公園	八尾市南木の本三丁目1番地の1

2 指定管理者

八尾市青山町三丁目5番24号八尾市立総合体育館内

公益財団法人八尾体育振興会

理事長 角倉 安和

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第87号

八尾市立歴史民俗資料館の指定管理者指定の件

八尾市立歴史民俗資料館の指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

記

1 管理を行わせる施設

名称 八尾市立歴史民俗資料館

位置 八尾市千塚三丁目180番地の1

2 指定管理者

小学館集英社プロダクション共同事業体

代表者 東京都千代田区神田神保町二丁目30番地昭和ビル

株式会社小学館集英社プロダクション

代表取締役社長 都築 伸一郎

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第88号

八尾市庁舎外壁及び屋上防水等改修工事の工事請負契約締結の件

八尾市庁舎外壁及び屋上防水等改修工事の工事請負契約を締結するについて、八尾市契約条例（昭和39年八尾市条例第11号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

八尾市長 山本桂右

記

- 1 契約の目的 八尾市庁舎外壁及び屋上防水等改修工事
 - 2 契約の種類 工事請負契約
 - 3 契約の方法 条件付一般競争入札
 - 4 契約金額 269,380,100円
 - 5 契約の相手方
八尾市安中町八丁目5番38号
日和建設株式会社
代表取締役 山下 共子
 - 6 工事場所 八尾市本町一丁目地内他
 - 7 仮契約年月日 令和5年11月8日
-

令和5年12月市議会定例会提出議案

令和5年11月発行（R5-134）

八尾市総務部政策法務課